

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月26日
【会社名】	株式会社ホットリンク
【英訳名】	Hotto Link Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 幸樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号
【電話番号】	03-6261-6930
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 真澄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号
【電話番号】	03-6261-6930
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 真澄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 31,500,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 379,000,000円
	(注)1. 本募集は平成30年2月26日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するためのものであります。
	(注)2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第20回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	5,000個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	31,500,000円
発行価格	新株予約権1個につき6,300円（新株予約権の目的である株式1株当たり63円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月14日から平成30年3月21日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ホットリンク 本社 財務本部 東京都千代田区富士見一丁目3番11号
払込期日	平成30年3月30日
割当日	平成30年3月30日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

（注）1．第20回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成30年2月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2．本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3．本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者に対して行うものであります。なお、下記対象となる人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社代表取締役	1名	1,795個
当社取締役	3名	135個
当社監査役	3名	70個
当社従業員	51名	2,915個
業務委託者	2名	85個
合計	60名	5,000個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金695円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	379,000,000円 (注) ただし、新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ホットリンク 本社 財務本部 東京都千代田区富士見一丁目3番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は平成30年12月期の税引前利益が150百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。なお、上記当期利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における税引前利益を参照するものとする。 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は業務委託関係にあることを要しないものとする。 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権に係る付与株式数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
379,000,000	4,736,732	374,263,268

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（31,500,000円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（347,500,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による本新株予約権の募集とともに、平成30年2月26日開催の当社取締役会において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しております。

当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

< 第19回新株予約権証券 >

(1) 新株予約権の総数

24,461個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,446,100株（1個当たり100株）

(3) 発行価額

750円

(4) 割当日

平成30年3月14日

(5) 払込期日

平成30年3月14日

(6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額

当初695円

但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年2月26日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項 (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の定めにより修正又は調整を受けることがあります。

(7) 行使期間

平成30年3月15日から平成32年3月16日までとします。

(8) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(9) 募集の方法

第三者割当の方法により割り当てます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

1. 当社代表取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社代表取締役 1名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社代表取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先である代表取締役は、当社株式2,550,000株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

() 割当予定先である当社代表取締役は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、割り当てられた本新株予約権の一部を、今後採用する人材に対するインセンティブ付与のために譲渡する可能性があります。

2. 当社取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役 3名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先である取締役のうち1名は、当社株式18,400株を保有しております。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 当社監査役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社監査役 3名(注)
住所	- (注)
職業の内容	当社監査役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の監査役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

4．当社従業員

a．割当予定先の概要

氏名	当社従業員 51名（注）
住所	-（注）
職業の内容	当社従業員

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先である従業員のうち3名は、合計で当社株式133,527株を保有しております。
人事関係	当社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

5．業務委託者

a．割当予定先の概要

氏名	業務委託者 2名（注）
住所	-（注）
職業の内容	業務委託者

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社との業務委託契約に基づき、従業員と同様に開発業務に従事しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力を高め、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名等の記載は省略させていただいております。

c．割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。当社は、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化することを目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社代表取締役	1名	179,500株
当社取締役	3名	13,500株
当社監査役	3名	7,000株
当社従業員	51名	291,500株
業務委託者	2名	8,500株
合計	60名	500,000株

なお、上記対象となる人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、上記割り当てようとする株式の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、新株予約権の払込みに要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込みに支障がない旨を口頭により確認しております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり6,300円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は本新株予約権の割当予定先となる業務委託者に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行っており、当該業務委託者が反社会的勢力と何らの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

なお、本新株予約権の目的である株式には、譲渡制限はございません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて実施した算定結果等を参考に、本新株予約権1個当たりの発行価額を6,300円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成30年2月23日の東京証券取引所における普通取引の終値695円と同額といたしました。

なお、本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である当該評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

また、当社は、当社監査役3名(うち社外監査役3名)から、株式会社ブルータス・コンサルティングは当社及び割当予定先から独立した立場で評価を行っていることと認められること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価額の算定については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、500,000株(議決権5,000個)であり、当社の平成29年12月31日現在の発行済株式数13,166,800株(総議決権個数128,839個)に対して3.80%(総議決権に対する割合3.88%)で希薄化が生じます。

なお、平成30年2月26日開催の当社取締役会決議において同時に決議した第19回新株予約権証券(以下「第19回新株予約権」といいます。)がすべて行使された場合に増加する株式数と本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数とを合算すると2,946,100株となり、最大で22.38%(当社議決権総数に対し22.87%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図るために、付与対象者の意欲及び士気を向上させることを目的として付与するものであり、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるものと考えております。したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
内山 幸樹	東京都港区	2,550,000	19.79	2,729,500	17.24
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番 7号	-	-	2,446,100	15.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	489,700	3.80	489,700	3.09
株式会社ホットリンク	東京都千代田区富士見一丁目3番 11号富士見デュプレックスビズ	280,000	-	280,000	1.77
中村 二三夫	北海道札幌市	250,000	1.94	250,000	1.58
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	229,400	1.78	229,400	1.45
合同会社UK	東京都港区麻布台2丁目1-2-1403	183,500	1.42	183,500	1.16
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1 号	181,900	1.41	181,900	1.15
シナジーマーケティング株式 会社	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番 20号	140,000	1.09	140,000	0.88
小池 秀之	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	134,000	1.04	134,000	0.85
計	-	4,438,500	34.45	7,064,100	44.62

(注)1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数及び第19回新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数及び第19回新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5. モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が、第19回新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、第19回新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期、提出日平成29年3月30日)及び四半期報告書(第19期第3四半期、提出日平成29年11月13日)(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2017年3月30日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2017年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の規程を改正するものであります。

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(任期)の規程を改正するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、内山幸樹氏、谷井等氏、石黒不二代氏及び安宅和人氏を選任します。なお、谷井等氏、石黒不二代氏及び安宅和人氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、石渡広一郎氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏を選任します。なお、石渡広一郎氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏は社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、須原伸太郎氏を選任します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	58,644	345	0	（注）1	可決（95.63%）
第2号議案					
内山 幸樹	58,620	443	0	（注）2	可決（95.48%）
谷井 等	58,625	438	0		可決（95.48%）
石黒 不二代	58,663	400	0		可決（95.55%）
安宅 和人	58,619	444	0		可決（95.47%）
第3号議案					
石渡 広一郎	58,552	431	0	（注）2	可決（95.49%）
荒竹 純一	58,546	437	0		可決（95.48%）
福島 淳二	58,549	434	0		可決（95.48%）
第4号議案	58,660	403	0	（注）2	可決（95.54%）

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。
2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までの間における資本金の増減は以下の通りであります。

年月日	発行済株式総数増減数 （株）	発行済株式総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
平成29年3月1日～ 平成30年2月26日（注）	733,500	13,182,100	197,681	1,445,847	197,681	1,177,176

- （注）1．新株予約権の行使による増加であります。
2．上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成30年2月25日から本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

4 最近の業績の概要

第19期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）の業績の概要

平成30年2月13日付の取締役会で承認し、公表した第19期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）の連結財務諸表は以下のとおりです。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結財政状態計算書

(単位:千円)

	注記	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		940,971	1,074,751
営業債権及びその他の債権		234,254	275,933
その他の流動資産		71,061	75,852
流動資産合計		1,246,287	1,426,537
非流動資産			
有形固定資産		84,247	62,757
のれん		2,162,014	2,103,171
その他の無形資産		751,892	787,084
その他の金融資産		83,132	173,315
繰延税金資産		2,293	38,904
その他の非流動資産		10	10
非流動資産合計		3,083,590	3,165,243
資産合計		4,329,877	4,591,781
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金		1,360,808	1,062,471
営業債務及びその他の債務		231,403	254,456
未払法人所得税		3,778	42,326
その他の金融負債		2,555	232
その他の流動負債		78,453	96,885
流動負債合計		1,676,999	1,456,373
非流動負債			
借入金		579,888	364,319
繰延税金負債		170,778	148,863
その他の金融負債		265	25
その他の非流動負債		11,494	11,525
非流動負債合計		762,426	524,734
負債合計		2,439,426	1,981,107
資本			
資本金		1,245,366	1,442,694
資本剰余金		1,347,966	1,672,379
利益剰余金		464,992	321,320
自己株式		140,061	140,061
その他の資本の構成要素		97,827	93,463
親会社所有者に帰属する持分合計		1,890,451	2,560,229
非支配持分		-	50,444
資本合計		1,890,451	2,610,673
負債及び資本合計		4,329,877	4,591,781

(2) 連結損益計算書

(単位：千円)

注記	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	2,187,441	2,583,084
売上原価	1,131,174	1,371,460
売上総利益	1,056,266	1,211,624
販売費及び一般管理費	1,115,873	1,087,398
その他の収益	1,010	2,641
その他の費用	595,477	1,106
営業利益又は営業損失()	654,075	125,761
金融収益	13,097	552
金融費用	30,639	31,856
税引前利益又は税引前損失()	671,617	94,457
法人所得税	31,658	43,807
当期利益又は当期損失()	639,959	138,264
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	639,959	141,013
非支配持分	-	2,748
当期利益	639,959	138,264
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益又は基本的 1株当たり当期損失()(円)	54.40	11.31
希薄化後1株当たり当期利益(円)	-	11.19

(3) 連結包括利益計算書

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期利益又は当期損失()	639,959	138,264
その他の包括利益		
純損益に振替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	18,397	62,360
小計	18,397	62,360
純損益にその後に振替えられる可能性のある 項目		
在外営業活動体の換算差額	140,182	57,997
小計	140,182	57,997
その他の包括利益合計	121,784	4,363
当期包括利益	761,743	142,628
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	761,743	145,377
非支配持分	-	2,748
当期包括利益	761,743	142,628

(4) 連結持分変動計算書

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2016年1月1日残高	573,088	689,404	175,363	-	23,957	1,461,814	-	1,461,814
当期損失	-	-	639,959	-	-	639,959	-	639,959
その他の包括利益	-	-	-	-	121,784	121,784	-	121,784
当期包括利益	-	-	639,959	-	121,784	761,743	-	761,743
新株の発行	298,932	287,777	-	-	-	586,710	-	586,710
新株の発行(新株 予約 権の行使)	373,344	364,673	-	-	-	738,018	-	738,018
新株予約権の発行	-	6,110	-	-	-	6,110	-	6,110
自己株式の取得	-	-	-	140,061	-	140,061	-	140,061
連結範囲の変動	-	-	396	-	-	396	-	396
所有者との取引額合 計	672,277	658,562	396	140,061	-	1,190,381	-	1,190,381
2016年12月31日残高	1,245,366	1,347,966	464,992	140,061	97,827	1,890,451	-	1,890,451
当期利益	-	-	141,013	-	-	141,013	2,748	138,264
その他の包括利益	-	-	-	-	4,363	4,363	-	4,363
当期包括利益	-	-	141,013	-	4,363	145,377	2,748	142,628
新株の発行(新株 予約 権の行使)	197,328	193,089	-	-	-	390,418	-	390,418
新株予約権の発行	-	104	-	-	-	104	-	104
株式に基づく報酬 取引	-	1,489	-	-	-	1,489	-	1,489
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
新株予約権の失効	-	2,659	2,659	-	-	-	-	-
支配の喪失となら ない子会社に対す る非支配持分株主 との取引	-	132,388	-	-	-	132,388	53,192	185,581
所有者との取引額合 計	197,328	324,412	2,659	-	-	524,400	53,192	577,593
2017年12月31日残高	1,442,694	1,672,379	321,320	140,061	93,463	2,560,229	50,444	2,610,673

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益又は税引前損失()		671,617	94,457
減価償却費及び償却費		379,350	360,420
減損損失		593,183	-
金融収益		6,004	217
金融費用		29,780	29,498
株式報酬費用		-	1,489
固定資産除売却損益		2,271	130
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		33,730	45,162
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		14,186	20,526
その他の流動資産の増減(は増加)		20,779	5,971
その他の流動負債の増減(は減少)		859	40,867
その他		686	627
小計		327,273	496,405
利息及び配当金の受取額		105	161
利息の支払額		29,462	28,359
法人所得税の支払額		10,359	1,587
法人所得税の還付額		21,011	3,780
営業活動によるキャッシュ・フロー		308,569	470,401
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		32,174	-
無形資産の取得による支出		329,129	390,734
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		-	-
投資有価証券の取得による支出		-	-
投資有価証券の償還による収入		-	-
敷金保証金による支出		43,418	83
敷金保証金による収入		-	213
その他		1,022	629
投資活動によるキャッシュ・フロー		405,744	389,976
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		1,025,936	264,978
長期借入による収入		550,000	-
長期借入金の返済による支出		191,938	230,785
リース債務の返済による支出		1,256	-
ストックオプションの行使による資本の増加による収入		735,836	389,789
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入		-	6,210
新株発行による収入		496,079	180,000
自己株式の取得による支出		140,061	-
新株予約権の発行による収入		6,110	104
その他		354	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		429,188	80,340
現金及び現金同等物に係る換算差額		10,245	26,985
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		321,767	133,780
現金及び現金同等物の期首残高		611,611	940,971
新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高		7,593	0
現金及び現金同等物の期末残高		940,971	1,074,751

(6) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(7) 連結財務諸表注記

報告企業

株式会社ホットリンク及び連結子会社(以下、当社グループ)は、ソーシャルクラウドサービス事業を展開しております。当社グループの親会社である株式会社ホットリンク(以下、当社)は、日本に所在する企業であり、登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ホームページ(<http://www.hottolink.co.jp/>)で開示しております。

作成の基礎

() IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2の「特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。

なお、適用した免除規定については、注記「重要な会計方針」に記載しております。

() 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

() 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てして表示しております。

() 未適用の公表済み基準及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。なお、これらの適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることができません。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号 金融商品	2018年1月1日	2018年1月1日	減損及び一般ヘッジに係るヘッジ会計の改訂
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2018年1月1日	収益認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	未定	リースの認識に関する会計処理の改訂

重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及びその子会社の財務諸表を含んでおります。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、非取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、測定期間）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(3) 外貨換算

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引発生日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

(b) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体及び除去並びに原状回復費用が含まれております。

当初認識後に生じたコストは、当該コストに関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該コストが信頼性をもって測定できる場合にのみ、資産として認識しています。有形固定資産に対する修繕及び維持のための日常的な保守費用は、発生時に費用計上しています。

有形固定資産項目に重要な構成要素が存在する場合には、それぞれ別個の有形資産項目として計上しています。

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

(a) 建物附属設備 8 - 18年

(b) 工具、器具及び備品 5 - 15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) のれん及び無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) ソフトウェア、その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

(イ) ソフトウェア 3 - 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) リース資産

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻し入れいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(9) 金融商品

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2010年10月改訂)を早期適用しております。

(a) 金融資産

(イ) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ロ) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

2) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しております。

(ハ) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産について、毎期、減損の客観的証拠があるかどうかを検討しております。

金融資産は、客観的な証拠によって損失事象が当該資産の当初認識後に発生したことが示されており、かつ当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に減損していると判定されます。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、利息又は元本支払の債務不履行もしくは延滞、債務者の破産等が含まれます。

当社グループは、償却原価により測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

全体としての減損の評価に際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過小となる可能性を経営者が判断し、調整を加えております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定し、減損損失は損益として認識しております。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れております。

(ニ) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(b) 金融負債

(イ) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ロ) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

2) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

(ハ) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

(c) デリバティブ

契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再評価しております。

(10) 従業員給付

(a) 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定の債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しています。

(b) 退職後給付

当社グループの一部の子会社は、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しております。当該費用については、拠出した時点で費用として認識しております。

(11) 資本

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、取引コストは、関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しており、公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック＝ショールズ＝マートンモデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

ストック・オプションの付与日に決定された公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(13) 売上高

売上高は、値引、割戻等を控除した後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定しております。売上高には消費税や付加価値税等は含めておりません。また、当社グループが代理人として関与した取引は、純額で表示しております。

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性を持って測定可能である場合に認識しております。

サービスの提供による収益は、サービスが提供された報告期間の期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として利息収益、配当収益及び金融資産の売却益から構成されております。利息収益は、実効金利法により発生時に認識しております。配当収益は、当社グループの受領権が確定した時に認識しております。金融資産の売却益は、金融資産の認識を中止した時に認識しております。

金融費用は、主として利息費用、手数料、金融資産の売却損、金融資産の減損損失から構成されております。利息費用は実効金利法により、発生時に認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・ 営業債権その他の受取勘定の回収可能性
- ・ 固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り
- ・ 有形固定資産及び無形資産の減損
- ・ 繰延税金資産の回収可能性

セグメント情報

() 報告セグメントの概要

当社グループは、ブログ・Twitter等のソーシャル・ビッグデータ活用を支援するクラウドサービスの提供を行っており、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントはソーシャルクラウドサービス事業単一となっております。

() セグメント収益及び業績

当社グループは、ソーシャルクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

() 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
SaaS	802,708	795,343
ソリューション	1,261,962	1,536,598
クロスバウンド	122,770	251,142
合計	2,187,441	2,583,084

() 地域別に関する情報

売上高及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

地域別売上高

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
日本	1,097,334	1,229,701
米国	1,090,106	1,353,383
合計	2,187,441	2,583,084

(注) 地域別売上高は、顧客の所在地によっております。

地域別非流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
日本	414,478	443,379
米国	2,583,686	2,509,644
合計	2,998,165	2,953,023

(注) 地域別非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品及び繰延税金資産を含んでおりません。

() 主要な顧客に関する情報

連結純損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は次のとおりであります。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	関連するセグメント名	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
salesforce.com	ソーシャルクラウド サービス事業	230,066	268,428

1 株当たり利益

親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 又は当期損失()(千円)	639,959	141,013
期中平均普通株式数(株)	11,763,586	12,468,144
普通株式増加数 新株予約権(株)	-	-
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	11,763,586	12,602,736
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当 りの当期損失()(円)	54.40	11.31
希薄化後1株当たり当期利益(円)	-	11.19

(8) 後発事象

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 至	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月30日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホットリンクの2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ホットリンクが2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月30日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2016年1月1日から2016年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホットリンクの2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年11月13日

株式会社ホットリンク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2017年7月1日から2017年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2017年1月1日から2017年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記の後発事象に記載されているとおり、会社は2017年10月26日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社トレンドExpressの増資に関し、第三者割当により増資を実施する旨を決議し、2017年11月3日までに払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。